様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

川　本　町　長　様

住　　所

氏　　名

電話番号

川本町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金交付申請書

川本町住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金の交付を受けたいので、川本町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第５条第１項の規定により申請します。

１　システム等の設置を予定する場所

所　　在　　地　　　　 　川本町大字

建物所有者氏名

２　建物の区分　　　　　　　　新　　築　　　・　　　既　　築

３　システム等の内容　　　　　住宅用太陽光発電設備　・　蓄電池設備

４　発電設備の設置方法　　　　建材一体型　・　架台設置型

　　※上記「３　システム等の内容」で蓄電池設備のみ選択した場合は記入不要

５　工事着工予定日　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

６　工事完了予定日　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

７　太陽電池の最大出力（予定） 　 　　　　　　　　　ｋｗ

８　補助金交付申請額　　　　　　　　　　 　　　　円（注１）

９　添付書類

（１）システム等の仕様書（太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙの型式、最大出力値、使用枚数、蓄電池設備等が明記）

（２）工事請負契約書の写し

（３）システム等の設置場所の図面

（４）設置予定箇所を確認できる写真及び配置予定図

（５）同意書（申請者以外に所有者がいる場合又は建物の所有者が申請者と異なる場合）

（６）町税等の納付状況調査についての同意書

（７）その他町長が必要と認める書類

10　対象システムの概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | 内　　容 | |
| 太陽電池モジュール | １　太陽電池モジュールの型式名 |  | |
| ２　製造者名（メーカー名） |  | |
| ３　太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙの公称最大出力（注２）  及び使用枚数 | Ｗ×　　　　　　枚  　Ｗ×　　　　　　枚  　Ｗ×　　　　　　枚 | |
| ４　太陽電池の最大出力（注３） | ＫＷ | |
| インバータ・保護装置 | １　インバータ及び保護装置の型式名 |  | |
| ２　インバータ及び保護装置の製造番号 |  | |
| ３　製造者名 |  | |
| ４　定格出力 | ＫＷ | |
| ５　低圧系統と逆潮流有りで連系するという要件  への適合性 | 系統連系について承認を受ける電力会社 | 電力 |
| ６　電力会社との電力契約内容 | 電気方式 | □ 単相３線式　100-200V |
| □ 単相２線式　100V |
| 契約種別 | □ 従量電灯契約 |
| □ 時間帯別電灯契約 |
| 契約容量 | Å |
| 蓄電池設備 | １　蓄電池の型式名 |  | |
| ２　製造者名（メーカー名） |  | |
| ３　蓄電池の容量  ※ﾘﾁｳﾑｲｵﾝ蓄電池部及び電力変換装置を備えていること |  | |

11　補助対象経費内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 総工事費 | | 補助対象工事費 | | |
| 項目 | 金額（円） | 項目 | 金額（円） | 備考 |
| 工事及び購入費用一式 |  | 太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ |  |  |
|  |  | 架台 |  |  |
|  |  | ｲﾝﾊﾞｰﾀ及び保護装置 |  |  |
|  |  | 接続箱 |  |  |
|  |  | 直流側開閉器 |  |  |
|  |  | 交流側開閉器 |  |  |
|  |  | 配線並びに配線器具の購入及び据付け |  |  |
|  |  | 設置工事に係る費用 |  |  |
|  |  | 余剰電力販売用電力量計（注６） |  |  |
|  |  | 蓄電池設備 |  |  |
| 消費税 |  | 消費税 |  |  |
| 合計 |  | 合計 |  |  |

【申請にあたって】

1. 「７　補助金交付申請額」は、住宅用太陽光発電設備の場合、1kw当たり6.5万円で、4kw26万円を上限とし、4kwを超えるものについては、4kwとする。最大出力値のkw数が小数点以下のときは、小数点第2位を切り捨てて算定するものとする。また、蓄電池設備の場合、10万円を上限とする。
2. 「８　対象システムの概要」の公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。
3. 「８　対象システムの概要」の太陽電池の最大出力とは、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。（小数点第2位を切り捨てて算定するものとする。）
4. 「９　補助対象経費内訳」の「総工事費」と「補助対象工事費」が同一の場合は、「総工事費」欄への記入は不要
5. 「補助対象工事費」とは、「項目」欄に記載の事項（太陽電池、架台等）に係る費用
6. 余剰電力販売用電力量計については、電力会社に余剰電力を販売する場合に限る。